



---

---

労働政策研究報告書 No. 144

2012

JILPT : The Japan Institute for Labour Policy and Training

---

---

アメリカの新しい労働組織と  
そのネットワーク

労働政策研究・研修機構

# アメリカの新しい労働組織と そのネットワーク

独立行政法人労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training



## ま え が き

本書は、平成22年度、23年度の二年間にわたり、アメリカの新しい労働組織について現地調査を行なった結果に基づき、分析を加えて取りまとめたものである。

対象とした組織は、従来型の労働組合と使用者の関係に基づくものから、労働組合ではないが労働者の権利擁護や職業訓練、職業紹介、相互扶助、制度・政策要求を行う組織、労働者所有企業など多岐にわたる。二年間で訪問した組織は30を数えた。

これら本書が対象とする新しい労働組織が織り成すのは、医療保険や年金などの社会保障制度をこれからどのように維持していくのか、企業、地域コミュニティ、学校、労働者それぞれの利害を調整して職業訓練の成果を高めて賃金の上昇の道筋をどのようにつくっていくのか、という従来型の労働組合・使用者関係では担うことが難しくなってきた分野である。

本書が、アメリカと同様に年金や医療保険の継続性や、低賃金労働者の増加といった問題を抱える日本の労使関係システムのあり方を検討する際の参考となれば幸いである。

2012年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
理事長 山口 浩一郎

## 執筆担当者（執筆順）

氏名	所属	執筆章
えんどう こうし 遠藤 公嗣	明治大学経営学部教授	序論 第5章
つつい みき 筒井 美紀	法政大学キャリアデザイン学部 准教授	第1章（山崎担当分以外） 第3章 第4章
やまざき けん 山崎 憲	労働政策研究・研修機構 主任調査員補佐	第1章（「1」「おわりに」） 第2章 まとめと政策的インプリケーション
しのだ とおる 篠田 徹	早稲田大学大学院社会科学 総合学術院社会科学研究科教授	第6章

## 目 次

<b>序論 目的と方法</b> .....	1
1. ニューディール型労使関係システムの機能不全 .....	1
2. 先行研究と本調査研究の課題 .....	3
3. 研究方法 .....	6
<b>第1章 労働組織の法的・制度的環境とその通史的概観</b> .....	11
はじめに：本章の目的 .....	11
1. 労働組合・使用者関係 .....	13
(1) 自由放任から政府の関与へ .....	13
(2) 全国労働関係法を支える仕組み .....	14
2. 職業訓練・職業斡旋分野 .....	15
(1) NIRA から全国徒弟制訓練法へ .....	15
(2) 緊急救済支出法から職業訓練法へ .....	16
(3) ワグナー＝ペイザー法から労働力投資法へ .....	17
3. 社会福祉・地域共同体開発分野 .....	18
(1) 社会保障法／AFDC から個人責任・雇用機会調停法／TANF へ .....	18
(2) メディケア (Medicare) とメディケイド (Medicaid) (1965 年社会保障法) .....	19
(3) 地域共同体サービス包括交付金 (1981 年の包括予算調停法) .....	21
(4) 住宅・地域共同体開発法 .....	22
4. オバマ政権下で成立した米国復興・再投資法および貿易調整支援の発動 .....	23
(1) 米国復興・再投資法 (ARRA) .....	23
(2) 貿易調整支援 (TAA) .....	24
5. 内国歳入法典と Non-profit Organization .....	24
おわりに：本章のまとめ .....	26
<b>第2章 新しい労働組織とニューディール型労使関係</b> .....	29
1. ニューディール型労使関係システム .....	29
(1) ダンロップの労使関係論とニューディール型労使関係論 .....	29
(2) ニューディール型労使関係システムの三つのレベルとメゾ調整 .....	31
(3) ニューディール型労使関係システムと公的部門の労使関係 .....	32
(4) ニューディール型労使関係システムの変容 .....	33
(5) 内部労働市場と外部労働市場の変化 .....	35
2. 団体交渉範囲の縮小 .....	37

(1)	システムの変容がもたらした問題 .....	37
(2)	全国労働関係法 (NLRA) と適正交渉単位 .....	38
(3)	ニューディール型労使関係システムと社会保障 .....	39
3.	団体交渉機能の再生とコミュニティ・オーガナイズング・モデル .....	40
(1)	問題解決の試み: 「次世代組合」、「新しい組織」、「政府の役割の再創造」 .....	40
(2)	企業外と企業内による整理 .....	44
(3)	コミュニティ・オーガナイズング・モデル .....	49
4.	企業内と企業外、中間支援組織による調査対象組織の分析 .....	53
(1)	企業内重視: 徒弟訓練制度の変化 .....	58
(2)	企業内を基盤として企業外を視野に入れる方向 .....	59
(3)	企業外を基盤として企業内を視野に入れる方向 .....	66
(4)	企業外を重視する方向 .....	72
(5)	中間支援組織 .....	81
5.	新しい労働組織のネットワークと労使関係システム .....	87
(1)	ネットワークの概要 .....	88
(2)	人材育成を通じた人的ネットワーク基盤の形成 .....	89
(3)	ウォール街占拠運動と新しい組織のネットワーク .....	91
(4)	新しい労使関係システム .....	93
<b>第3章</b>	<b>職業訓練と職業斡旋—労働力媒介機関の多様性と葛藤</b> .....	<b>99</b>
1.	本章の目的と先行研究の検討 .....	99
(1)	労働力媒介機関の多様性 .....	99
(2)	先行研究の検討 .....	102
2.	NECA/IBEW-Warren Training Center: 労使合同徒弟制訓練 .....	106
(1)	労使合同徒弟制訓練のシステム .....	106
(2)	徒弟訓練生の募集と斡旋 .....	108
(3)	授業の形式・内容とカリキュラム開発 .....	111
(4)	本節のまとめ .....	113
3.	WIRE-Net: 中小零細企業の支援 NPO .....	115
(1)	WIRE-Net の設立経緯 .....	115
(2)	WIRE-Net のガバナンス・予算と事業内容 .....	118
(3)	中小零細企業のキャリアラダー? .....	124
(4)	本節のまとめ .....	125
4.	South Central Michigan Works!: 公的労働力媒介システムのエージェンシー .....	125
(1)	Michigan Works! の根拠法とガバナンス・予算 .....	125

(2)	SCMW! の事業公募と受託機関.....	127
(3)	SCMW! の数値実績.....	129
(4)	SCMW! の方針転換：「まずもっての顧客は雇用主である」 .....	131
(5)	本節のまとめ .....	135
5.	本章の結論.....	136
<b>第4章</b>	<b>「相互扶助」を軸とする労働組織の活動とネットワーク化.....</b>	<b>141</b>
1.	本章の目的と先行研究の検討.....	141
(1)	Osterman, et al. (2001)：概念自体の検討.....	141
(2)	先行研究の検討：「社会的企業論」をどう見るか？ .....	143
2.	Freelancers Union の事例分析.....	148
(1)	ガバナンスと実行組織.....	149
(2)	会員数と会員資格.....	150
(3)	保険購入のプロセスと実態.....	151
(4)	新相互扶助主義 New Mutualism .....	154
(5)	制度要求：Payment Protection Act（支払い保護法）をめぐる活動.....	156
(6)	擬似団体交渉的調停の機能は？ .....	157
(7)	本節のまとめ.....	158
3.	CHCA の事例分析.....	159
(1)	労働者所有企業の事業の仕組み.....	160
(2)	在宅介護労働者（HHAs）の勤務形態と所得水準.....	163
(3)	CHCA の労働組合化—原因とプロセス.....	164
(4)	CHCA の労働組合化がもたらしたプラス面とマイナス面.....	165
(5)	本節のまとめ.....	168
4.	本章の結論.....	169
<b>第5章</b>	<b>ワーカーセンターと権利擁護団体.....</b>	<b>175</b>
1.	はじめに—全国労働関係法の狭さ—.....	175
2.	ワーカーセンター.....	176
(1)	地域ワーカーセンター.....	178
(2)	職業ワーカーセンター.....	179
(補)	ワーカーセンターの、別の形態による事実上の団体交渉と争議行為.....	180
(3)	ワーカーセンターのネットワーク.....	190
(4)	AFL-CIO の対応.....	193
3.	労働者権利擁護団体.....	196

(1) シュガー法律センター (The Sugar Law Center) .....	196
(2) MRNY (Make the Road New York) .....	197
4. 日本の現状との比較 .....	203
(1) ワーカーセンターと個人加盟ユニオン .....	203
(2) 権利擁護団体 .....	205
(3) 国際比較の展望 .....	205
<b>第6章 本調査結果に対する米国社会政治史的考察 .....</b>	<b>209</b>
1. はじめに .....	209
2. 対抗運動言説の復権事例 .....	213
(1) 二つの労働祝日 .....	213
(2) 分断的連帯 .....	214
3. 政治的、歴史的、理論的背景 .....	219
(1) 社民・リベラル批判と新左翼史学 .....	219
(2) 対抗言説としての「南部再建時代」の復権 .....	221
4. おわりに .....	223
<b>まとめと政策的インプリケーション .....</b>	<b>229</b>
1. 本報告書の要約 .....	230
2. 政策的インプリケーションほか .....	232
(1) 労使関係システムと政策形成 .....	232
(2) 労働力媒介機関と相互扶助 .....	233
(3) そのほかの示唆 .....	234

